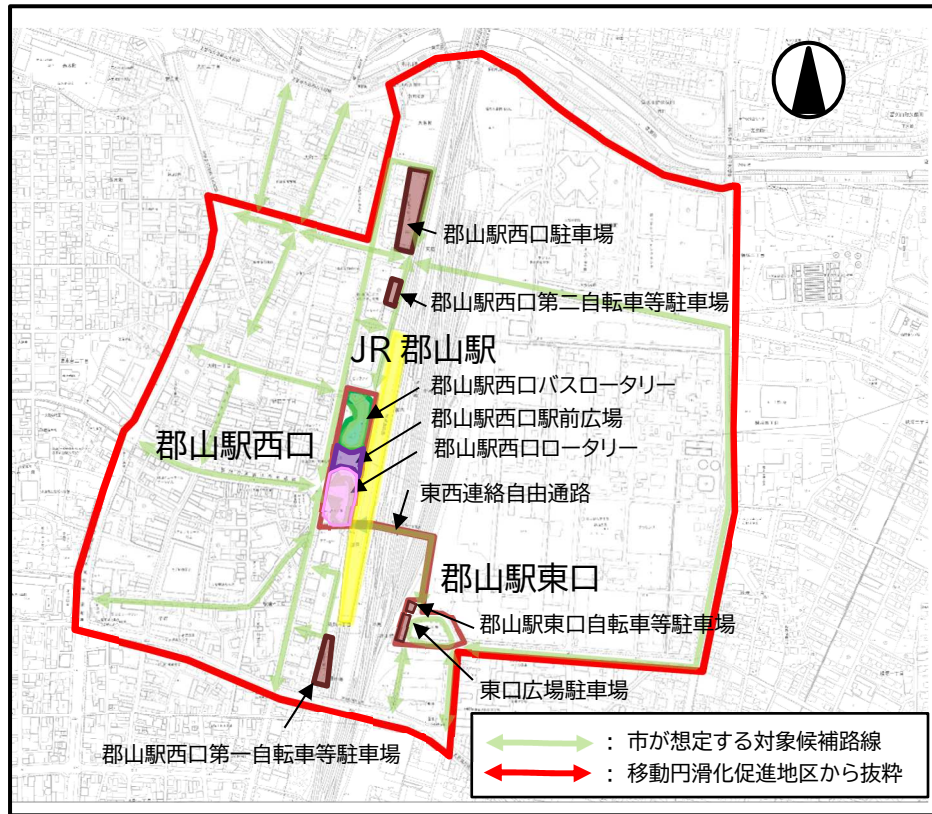


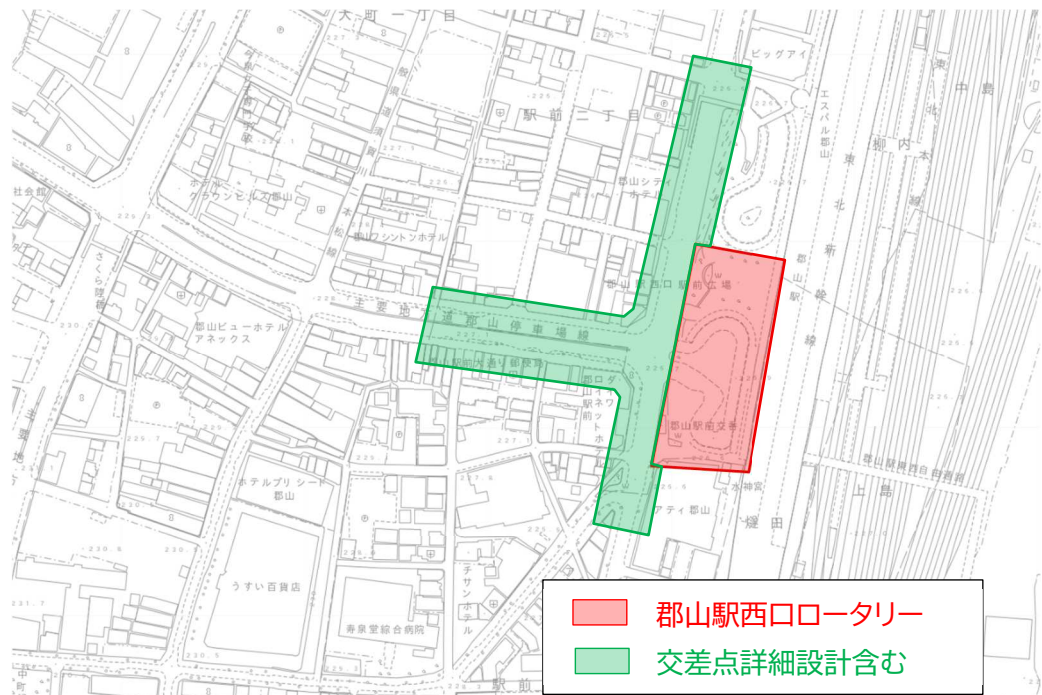
令和 8 年度 郡山駅コンパクト・プラス・ネットワーク事業 基本計画策定等業務委託 特記仕様書	
項 目	内 容
第1章 総則 (適用範囲) 第 1-1	<p>令和 8 年度 郡山駅コンパクト・プラス・ネットワーク事業 基本計画策定等業務委託 施行にあたっては、本特記仕様書及び以下に基づき実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共通仕様書 業務委託編(福島県土木部) (2) 測量業務共通仕様書(国土地理院・福島県) (3) 用地調査等共通仕様書(福島県) (4) 駅まちデザインの手引き(駅まちデザイン検討会) (5) 道路構造令 (6) 平面交差の計画と設計(応用編、基礎編)(一般社団法人交通工学研究会) (7) 駅前広場計画指針(公益財団法人日本交通計画協会) (8) 立体横断技術基準・同解説(社団法人日本道路協会) (9) 駐車場設計施工指針・同解説(社団法人日本道路協会) (10) 道路の移動円滑化整備ガイドライン(財団法人国土技術研究センター) (11) 設計業務等標準積算基準(福島県土木部) (12) 鉄道土木の計画・調査・設計積算の手引き(一般社団法人建設コンサルタンツ協会) <p>上記について最新のものを適用すること。上記によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。なお、監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含む。</p>
(業務の目的) 第 1-2 条	<p>本業務は、令和 7 年度に策定された「駅まちデザイン基本構想」及び「駅前広場基本設計」の成果を踏まえ、郡山駅周辺の「駅まち空間」における将来ビジョンを具現化するための「基本計画」を策定するとともに、交通結節点機能の強化と渋滞解消に向けた「郡山駅西口ロータリー・交差点等の「実施設計」を行うことを目的とする。あわせて、事業実施に必要な測量及び補償調査を行い、翌年度以降の概算事業費・事業スケジュールを立案することを目的とする。</p>

(場所等)
第1-3条

(1) 駅まちデザイン基本計画策定 110ha



(2) 郡山駅西口ロータリー実施設計・平面交差点詳細設計



(3)測量業務・補償調査業務等

○4級基準点測量・水準測量

○現況測量 約 32,400 m²を想定

○路線測量

・主要地方道停車場線、市道大町大槻線、郡山駅西口駅前広場、バスロータリー

○用地測量

・物件移転予定地 100 m²を想定



(業務責任者の選任)
第1-4条

受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うため、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を書面又は電子媒体により通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

(配置技術者)
第1-5条

受注者は業務実施に際し、本業務の主旨を十分理解し豊富な知見を持った者を配置技術者として選任すること。なお、各配置技術者は下記条件を満たす者でなければならない。

1.管理技術者

(1)過去 10 年以内に中核市以上の都市に所在する新幹線発着駅の駅前広場改修に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務、又は基本設計業務の履行実績を有する者。

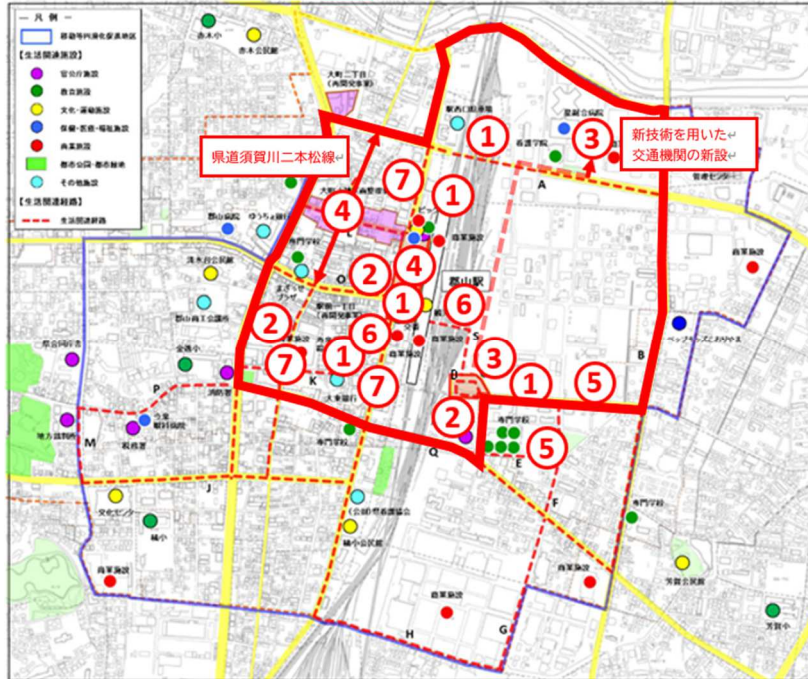
(2)技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画又は道路)、又は技術士(総合技術監理部門 選択科目:都市及び地方計画又は道路)、又はRCCM(道路又は都市

<p>第 2 章 作業 条件 (作業条件) 第2-1 条</p>	<p>計画及び地方計画)の資格</p> <p>2.照査技術者 (1)過去 10 年以内に中核市以上の都市に所在する新幹線発着駅の駅前広場改修に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務、又は基本設計業務の履行実績を有する者。 (2)技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画又は道路)、又は技術士(総合技術監理部門 選択科目:都市及び地方計画又は道路)、又はRCCM(道路又は都市計画及び地方計画)の資格 (3)一級建築士の資格を有する者。</p> <p>3.担当技術者(駅まちデザイン基本計画・各種計画策定支援) (1)過去 10 年以内に駅前広場改修に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務の実績を有する者。 (2)技術士 建設部門(都市及び地方計画)の資格を有する者。</p> <p>4.担当技術者(西口駅前広場実施設計) (1)過去 10 年以内に駅前広場改修に係る実施設計業務の実績を有する者。 (2)技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画又は道路)、又は技術士(総合技術監理部門 選択科目:都市及び地方計画又は道路)、又はRCCM(道路又は都市計画及び地方計画)の資格</p> <p>5.担当技術者(測量業務・用地測量) (1)過去 10 年以内に公共施設整備事業における公共測量作業規定に基づく測量業務の実績を有する者。 (2)測量士の資格</p> <p>6. 担当技術者(補償調査) (1)過去 10 年以内に公共事業における用地対策連絡協議会の補償基準に基づく建物の補償業務の実績を有する者。</p> <p>7. 担当技術者(地質調査) (1)過去 10 年以内に公共事業における地質調査業務の実績を有する者。</p> <p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1)作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督員及び監督員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2)本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>
--	---

<p>第 3 章 業務 内容 第3-1 条 (駅まちデザイン基本計画策定)</p>	<p>(3)現地調査を行う時期及び施設内へ立入る日程等、詳細については監督員と打合せた後、実施するものとする。</p> <p>(4)業務に当たっては、駅前広場で開催されるイベント日程を確認し、関係団体と協議・調整する。</p> <p>3-1.駅まちデザイン基本計画策定 本業務における業務内容について下記のとおりである。</p> <p>3-1-1.要旨 令和 7 年度に策定された「駅まちデザイン基本構想」を具体化し、実行可能な「駅まちデザイン基本計画」として取りまとめる。</p> <p>3-1-2.市で想定する検討対象(第1章第1-3条(1)参照) 郡山駅コンパクト・プラス・ネットワーク事業において市が検討している項目は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペDESTリアンデッキ ○駐車場の満空表示 ○観光バス乗り場の利活用 ○バスロータリー横断防止柵設置 ○カメラ等ネットワークシステム構築 ○案内標識設置 ○駐車場管理システム(キャッシュレス化対応) ○賑わい広場のリニューアル ○バスロータリーの環境整備 ○郡山駅東口広場 ○郡山駅東西連絡自由通路
---	--

令和7年度駅まちデザイン基本構想において策定したランドデザイン(全体構想110ha)の対策施設提案は以下のとおり

駅まちデザイン基本構想 対象区域110ha



駅まち空間構成に必要な施設対策案

提案①	西口の集中交通の分散	東口整備、西口整備、既存道路の乗降場所利用
提案②	低未利用地の活用	自動車運転タクシー待機場、ロボットフィールド、ドローンポート等の新技術の導入施設用地としての活用
提案③	東口の戦略的開発と東西連携の強化	郡山駅東口広場の移転、郡山駅東西連絡自由通路の短縮、東口から医療機関への自動運転モビリティの導入
提案④	パデストリアンデッキ延長、歩道整備による歩行者の回遊性向上	既存のペデストリアンデッキを駅前広場に延長し、駅前大通りまで渡し歩行者の安全性、回遊性を向上 駅前大通りから「おおまちテラス」を結ぶ県道355号の歩道を整備し歩行者の回遊性向上
提案⑤	教育施設や企業と連携した魅力向上	既存の教育施設や企業の特性を活かした賑わいのある東口駅まち空間の整備
提案⑥	緑と水の空間創出	郡山駅東西連絡自由通路の緑化、緑のカーテン 歴史・親水空間の創出
提案⑦	日陰空間の創出	猛暑対策(日陰創出、ミストシャワー、路面冷却)

本市で公表しているラフスケッチ(郡山駅西口駅前広場に限定したもの)は以下のとおり



3-1-3.企画立案・現状整理

基本構想及び関連上位計画との整合性を確認し、駅まち空間における課題とポテンシャルの再整理を行う。

3-1-4.人流の把握・分析

本計画策定に効果的な駅前周辺の人流データを受注者にて調達し、人流の把握と分析を行う。

3-1-5.施設計画・計画図作成

交通機能の施設計画・計画図作成し、更に滞留・交流機能(広場、ベンチ、緑化等)の配置計画を行い、「駅まち空間」としての一体的なデザインコードを検討する。

3-1-6.個別事業計画・管理運営計画・維持管理点検計画・修繕更新計画作成

駅まち空間の施設の中で対策施設として位置づけた施設について個別事業計画を策定し管理運営、維持管理、修繕更新も含めた一体的な管理運営の方策等を検討する。

3-1-7.全体概算事業費・全体スケジュール

事業全体の概算事業費を算出し、概略工程、全体スケジュール及び事業スキームを検討する。

3-1-8. (仮称)郡山駅まちデザイン会議等への支援

「(仮称)郡山駅まちデザイン会議」について郡山市と協議し、参加団体との調整を行う。運営スキームを検討し設立や、会議運営に必要な資料作成、議事録作成等の支援を

<p>第 3-2 条 (郡山駅西口 ロータリー実 施設計)</p>	<p>行う。</p> <p>なお、多様な関係者間での円滑な合意形成を促進するため、3D 都市モデルや VR を活用したイメージパースなどの最新技術を積極的に活用し、わかりやすい資料作成に努める。</p> <p>3-2.郡山駅西口ロータリー(交差点含む)実施設計</p> <p>3-2-1.要旨 令和 7 年度の西口ロータリー及び交差点の基本設計成果に基づき、郡山駅西口駅前広場の改修工事発注に必要な詳細条件を決定の上、図面及び数量計算書を作成する。</p> <p>3-2-2.対象範囲(第1章第1-3条(2)参照) 業務については下記内容のほか、共通仕様書等に基づき履行する。</p> <p>3-2-3.基本事項の確認・詳細検討 上位計画、基本設計方針、関係機関協議事項の整理を行い、施工計画(段階施工、夜間施工、仮設計画図、仮設バス停等)の詳細検討を行う。</p> <p>3-2-4.平面・縦横断設計 バス、タクシー、一般車の動線分離及び歩行者空間のバリアフリー化を考慮した詳細寸法を決定する。また、路面排水の流末処理、グレーチング等の詳細を設計する。</p> <p>3-2-5.構造物・施設設計 舗装詳細設計(車道・歩道・遮熱性舗装等)及び縁石、防護柵、植栽、照明灯、シェルター等の配置及び構造の詳細を設計する。</p> <p>3-2-6.設備・システム設計 ロータリー内に設置する防犯カメラを使用するためのネットワーク関係の設計を行うとともに、駐車場の入出庫システムの検討及び設計を実施するものとする。</p> <p>3-2-7.図面・数量作成 一般図、詳細図、構造図、配筋図等を作成し、工種ごとの数量計算を行い、工事費積算の根拠資料を作成する。</p>
<p>第 3-3 条 (平面交差点 詳細設計)</p>	<p>3-3.平面交差点詳細設計</p> <p>3-3-1.要旨 令和 7 年度の予備設計成果に基づき、駅前広場出入口や接続する交差点(1 箇所)及び周辺道路における案内標識、規制標識について、交通処理能力と安全性を確保した詳細設計を行う。</p>

<p>第3-4条 (測量)</p>	<p>3-3-2.対象範囲(第1章第1-3条(2)参照) 業務については下記内容のほか、共通仕様書等に基づき履行する。</p> <p>3-3-3.設計条件の整理 交通量データ、信号現示、地下埋設物等、設計にあたっての条件整理を行う。</p> <p>3-3-4.詳細設計 交差点形状(導流路、停止線位置、横断歩道位置等)を決定し、交差点容量計算及び信号施設計画(移設・新設検討含む)を行う。</p> <p>3-3-5.標識詳細設計 駅前広場及び周辺道路における案内標識、規制標識の詳細設計を行う。設計にあたり、視認性、誘導効果を考慮した配置を決定し、支柱、基礎の安定計算、板面レイアウト、構造図の作成を行う。</p> <p>3-4.測量</p> <p>3-4-1.要旨 西口ロータリー実施設計、交差点詳細設計、駅前広場改修及び周辺整備の基本計画・基本設計に必要となる測量業務について実施する。作業計画書を作成し、市の承諾を得た上で実施するものとする。なお、現地作業にあたっては、関係機関及び周辺住民への周知徹底を図り、安全管理に万全を期す。</p> <p>3-4-2.対象範囲 対象範囲については第1章第1-3条(3)を想定しているが、今後、西口ロータリー実施設計、駅まちデザイン基本計画策定において必要となる業務範囲を提案すること。なお、業務については下記内容のほか、公共測量作業規程に基づき履行すること。</p> <p>3-4-3.作業計画・現地踏査 作業に先立ち、権利者確認及び立入り調査の調整を行う。</p> <p>3-4-4.基準点測量・水準測量 基準点測量・水準測量を行う。</p> <p>3-4-5.現況測量 現況測量を行う。</p> <p>3-4-6.路線測量 主要地方道郡山停車場線、市道大町大槻線、郡山駅西口駅前広場、バスロータリーの</p>
-----------------------	--

	<p>路線測量を行う。</p> <p>3-4-7.用地測量 物件の移設に伴い必要となる用地測量一式を行う。なお、作業内容は以下を想定とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)作業計画 (2)資料調査(公図、地積測量図、登記事項証明書) (3)境界確認 (4)土地境界確認書作成 (5)境界点間測量 (6)面積計算 (7)用地実測図作成 (8)土地調書作成 (9)公共用地確定協議 (10)出来形確認測量 (11)用地境界杭設置
<p>第3-5条 (補償調査)</p>	<p>3-5.補償調査</p> <p>3-5-1.要旨 駅前広場改修及び周辺整備に伴い、支障となる物件等の調査及び補償額の算定を行う。</p> <p>3-5-2.作業計画・現地踏査 作業に先立ち、権利者確認及び立入り調査の調整を行う。</p> <p>3-5-3.物件調査 業務にあたっては用地対策連絡協議会の補償基準に基づき実施すること。郡山駅西口ロータリーの渋滞緩和、駅まちデザイン基本計画策定業務と連携し、実現可能な調査を提案し実施する。</p> <p>3-5-4.補償額の報告 調査後、補償額が確認できるものについて、令和8年9月18日までに報告書で提出する。</p>
<p>第3-6条 (地質調査)</p>	<p>3-6.地質調査 近隣の既存データ確認の上、郡山駅西口ロータリー入口の標識設置等に伴いデータが不足する場合は、必要な地質調査、解析業務等について提案すること。</p>

<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>業務の節目の各段階において、監督員と協議のうえ打合せを実施するものとする。 回数は8か月/月2回 合計16回を想定するが、内容や回数については技術提案によるものとする。</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、内容について監督員と相互に確認するものとする。業務期間中に開催を予定している「郡山総合都市交通戦略協議会」「郡山市交通対策協議会総会」等の関係機関との意見交換の会議に必要となるデータ等について提供すること。</p>
<p>第5章 成果品 (成果品) 第5-1条</p>	<p>共通仕様書等に基づき、成果物を作成し、次のものを提出しなければならない。 業務報告書(A4 ファイル綴じ)1部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)業務概要 (2)測量業務報告書 (3)駅前広場実施設計報告書 (4)平面交差点詳細設計報告書 (5)駅まちデザイン基本計画報告書 (6)補償調査報告書 (7)打合せ記録簿、関係機関協議資料 (8)上記電子データ(CD-R等)2枚
<p>(成果品等の 帰属) 第5-2条</p>	<p>本業務の成果品が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く)を当該成果物の納品時に発注者にすべて引き渡すものとし、発注者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。</p>
<p>第6章 その他 (提出書類) 第6-1条</p>	<p>受注者は、本業務の着手に先立って次の書類を提出し、発注者の承諾を得るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 ・着手届 ・工程表 ・管理技術者届 ・照査技術者届 ・担当技術者届 ・業務実績を証明する書類(契約書の写し等)
<p>(成果品等の 帰属) 第5-2条</p>	<p>また、本業務における成果品のうち、システムプログラム及び第三者が既得している権利以外の成果品等についての「著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)」又は「著作権を含む知的財産権」は発注者に帰属し、発注者の許可なく複製及び貸与してはならない。業務終了後は、本業務で得た成果を全て消去するものとし、保管する場合は発注者の許可を得ること。</p>

<p>(個人情報) 第6-2条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各配置技術者の資格証の写し ・その他発注者が指示する書類 <p>受注者は、業務上必要となる個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法を遵守し、プライバシーマーク制度並びに情報セキュリティマネジメントシステムに従い適切に取り扱わなければならない。</p>
<p>(貸与品) 第6-3条</p>	<p>(1)発注者は、所管する資料を受注者に無償で貸与するほか、発注者以外の第三者が所管する資料についても出来る限り無償で貸与されるように協力する。</p> <p>(2)受注者は、発注者又は第三者から資料を借用する際に借用書を提出し、資料の破損、汚損、紛失のないように十分な注意を払って取り扱う。また、本業務終了までに速やかに返却する。</p>
<p>(完了検査) 第6-4条</p>	<p>受注者は、本業務の完了後、次の書類等を提出して発注者の完了検査を受けるものとする。また、発注者が成果品の修正が必要と認めたときは、受注者は速やかに修正し、これにかかる費用は受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)業務完了届 (2)成果品目録 (3)その他発注者が必要と認める書類
<p>(整備スケジュール) 第6-5条</p>	<p>整備スケジュール(予定)については次のとおり。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> <p>2026(R8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前基本計画策定 ・西口ロータリー実施設計 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> <p>2027(R9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西口ロータリー改修工事 ・個別施設実施設計等 (賑わい広場・バスステーション・大屋根等) </div> </div>
<p>第7章 定め なき事項 (双方協議) 第7-1条</p>	<p>本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。</p>